

令和8年度実施分

市民活動団体と市の協働事業の提案を募集します。

小田原市市民活動・協働応援制度

市民×行政協働コース 応募の手引き 概要版

募集期間 5/16(金)~6/18(水)

(事前相談は6/11 午後5時まで)

問合せ先 小田原市地域政策課
〒250-8555 小田原市荻窪 300
(市役所 5 階赤通路)

Tel 0465-33-1458

Fax 0465-34-3822

Email shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

詳しくは、市のホームページにある
「応募の手引き」をご覧ください。



トップページ「小田原で暮らす」「行政経営」

→ 市民活動・地域運営「市民活動」

→ トピックスの募集ページへ

お気軽にご相談ください。個別相談会も実施します。
日時 5/19(月)、5/30(金) 9:30~12:00
場所 UMECO 5/19(会議室11)
5/30(会議室3)
申込 地域政策課へ電話、または市 HP から

「市民活動・協働応援制度 市民×行政協働コース」とは

市民活動団体の発想や専門性などを生かし、地域課題の解決や新たな市民サービスの創出を目指す制度です。

提案団体と市が対等な立場で役割分担を行い、「協働」して事業に取り組むことで、相乗効果が期待される事業を対象としています。

◆対象となる事業の要件（次のすべてに該当） ※単年度事業

- (1) 小田原市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- (2) 新規性又は発展性の高い事業であること。
- (3) 市内で実施され、又は市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (4) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (5) 市民活動団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、「協働」で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

【これまでにこんな事業が実施されています！】

シカの農林業被害
を減らすために
捕獲者の育成講座

子どもにも
環境にも優しい
校庭の芝生化

暮らしやすいまちを
目指して外国出身者の
生活や日本語学習を支援

市民ガイドが
観光案内をして
まちの魅力を発信



◆企画提案できる団体（次のすべてに該当） ※自治会・老人会・PTAなどは対象となりません。

- (1)原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にある。
- (2)原則として1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。
- (3)営利を目的としていない。
- (4)市その他の行政機関が構成団体等に参加していない。
- (5)市民活動推進条例第10条第1項の登録をしている。（市民提案型協働事業の応募と同時に登録可）
- (6)予算及び決算の管理が適正に行われている。
- (7)事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができる。

◆事業テーマ ※市が、特に協働で実施したいと考えていることです。テーマ外の提案も可能です。

事業テーマ名	協働促進事業（地域政策課）
--------	---------------

※テーマの詳細については「応募の手引き」4ページをご確認ください。

◆応募方法 ※郵送不可。提出時に、申請書類の内容を確認させていただきます。

事前に来庁日時をご連絡の上、小田原市地域政策課に申請書類をお持ちください。

事前相談が必要です。令和7年6月11日（水）午後5時まで（相談日も事前にご予約ください）

必要な書類は、市のホームページにある「応募の手引き」をご確認ください。

募集期間：令和7年5月16日（金）～令和7年6月18日（水）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

◆応募・審査等のスケジュール

6月18日（水）	申請書類の提出期限
6月下旬～7月上旬	提案団体による市の担当課への事業説明・意見交換会
8月上旬～8月中旬	第1次審査（書類審査）
8月中旬～8月下旬	提案団体と市の担当課による意見交換、提案内容の確認と調整
9月下旬	意見交換結果確認書と事業提案書（調整後の提案書）の提出
10月上旬～10月中旬	第2次審査（公開プレゼンテーションと書類による総合審査）
10月下旬	実施事業の採択（審査結果をもとに、市が事業の採否等を決定）
令和8年3月下旬	事業実施の決定（市議会での予算の議決を経て事業実施が決定）
令和8年4月から令和9年3月	協定書の締結・事業の実施（令和8年度事業として実施）
令和9年6月ごろ	事業報告会

◆審査及び選考方法

有識者等で構成する小田原市市民活動推進委員会の委員が審査・選考を行います。第1次審査は書類審査、第2次審査は公開プレゼンテーションと書類による総合審査です。

◆事業の経費

市負担額の上限は1事業100万円までが目安です（市議会での予算議決が前提）。

詳細は、市ホームページにある「応募の手引き」をご覧ください。 →

